

# 「教えて考えさせる授業」

## 授業参観ウィーク

社会(3-1)1102



「国の政治の仕組み」  
身近なトラブルを題材にして、  
模擬裁判を通じて、裁判の仕組み  
や流れについて学びを深めていま  
した。



判決  
民法89条1項=天然果実は、その元物から分離するときに、これを収取する権利を有する者に帰属する。(所有者)と定めている。この問題の例で言うと、天然果実=柿、元物=柿の木、ということに。  
そして、民法206条は「所有者、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と定めている。すなわち、柿の木の所有者が、柿の実を収取する権利を有する。

したがって、「となりの家の柿の木から落ちてきた柿(の所有者)」=「柿の木の所有者」となる!

確認  
Aの物 下 木はA  
Bの物 一 境界を越えている  
Q法  
田舎弁護士  
③ 原は? 弁護士  
④ 因縁文は?  
中絶 → 代理人(保)  
⑤ 小躍 →  
池端 → 判決  
大陪  
アバス  
反論  
振り返り